

議案第 21 号

豊橋市地下資源館条例施行規則の一部を改正する規則について

令和 5 年 3 月 27 日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山 西 正 泰

豊橋市地下資源館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市地下資源館条例施行規則の一部を改正する規則

豊橋市地下資源館条例施行規則（昭和55年豊橋市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（博物館資料の<u>館外貸出し</u>）</p> <p>第8条 博物館資料は、<u>教育委員会が適当と認めたものに館外貸出しを行うことができる。</u></p> <p>2 前項の<u>館外貸出し</u>を受けようとするものは、資料館外貸出申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、館外貸出承認書（様式第2の2号）を申請者に交付する。</u></p> <p>4 前項の承認には、<u>管理上必要な条件を附することができる。</u></p> | <p>（博物館資料の<u>館外貸出</u>）</p> <p>第8条 博物館資料は、<u>館外貸し出しを行わないものとする。ただし、博物館、図書館、学校、その他教育委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の<u>館外貸し出し</u>を受けようとするものは、資料館外貸出申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> |

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第8条関係）

| | | | | |
|------------------------------|-----------------|-------|-----|----------------------------------|
| 豊橋市地下資源館資料館外貸出申請書 | | | | |
| 豊橋市教育委員会 | | 様 | | 年 月 日 |
| | | | | 申請団体名 所在地 代表者氏名 電話（ ） — |
| 次のとおり、貴館所蔵資料の館外貸出しを承認してください。 | | | | |
| 利 用 目 的 | | | | |
| 貸 出 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| 利 用 場 所 | | | | |
| 利 用 方 法 | | | | |
| 貸 出 資 料 | 記 号 ・ 番 号 | 資 料 名 | 点 数 | 備 考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 資 料 取 扱 い 責 任 者 | | | | |
| そ の 他 | | | | |

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2の2号（第8条関係）

| | | | | |
|-------------------------------------|-----------------|-------|-------|-----|
| 豊橋市地下資源館資料館外貸出承認書 | | | | |
| (申請者) 様 | | | 承認第 | 号 |
| | | | 年 月 日 | |
| 豊橋市教育委員会 ㊤ | | | | |
| 年 月 日申請の所蔵資料の館外貸出しについては、次のとおり承認します。 | | | | |
| 利 用 目 的 | | | | |
| 貸 出 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| 利 用 場 所 | | | | |
| 利 用 方 法 | | | | |
| 貸 出 資 料 | 記 号 ・ 番 号 | 資 料 名 | 点 数 | 備 考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 貸 出 条 件 | | | | |
| そ の 他 | | | | |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。